

◎新潟県告示第566号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和西部地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 大字駒林、及び同市 三和区 田、下中、井ノ口、柳稻原、岡木、上広田、錦、浮島、島倉、大、三村新田、米子、野 地内